

## 松茂町ケアマネジメントに関する基本方針

### 1. 作成の根拠

介護保険制度の根幹であるケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有し、より良い介護保険事業の運営を目指すために、本基本方針を作成するものである。

### 2. 介護保険制度の理念

介護保険制度の基本理念は、「尊厳の保持」と「自立支援」である。(介護保険法第1条)

保険給付は要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するように行わなければならないと定められている(同法第2条第2項)とともに、被保険者の選択に基づき行われるものであり、(同法第2条第3項)、それは、要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)の自立支援という理念に沿って検討されなければならないものである。

#### ※介護保険法第1章総則第1条(目的)

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

#### ※介護保険法第1章総則第2条(介護保険)第2項

〈略〉保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

#### ※介護保険法第1章総則第2条(介護保険)第3項

〈略〉被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

### 3. ケアマネジメントとは

- 介護保険制度の理念である「尊厳の保持」「自立支援」、また、「利用者本位」を具現化していくための手法として導入されたものが「ケアマネジメント」である。
- 高齢者の状態像を適切に把握し自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供するための仕組みであり、介護保険制度の中核となるものである。
- 「ケアマネジメント」とは、個々の要介護者等の心身の状態や置かれている環境や希望などを十分把握分析したうえで、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、介護保険サービスを含め、さまざまなサービス等を調整し総合的かつ効率的に提供するための仕組みであり、介護支援専門員が中心となって、次の手順により実施される。

#### 【ケアマネジメントの手順】

- ① 要介護者等の状況を把握し、生活上の課題を分析する。(アセスメント)
- ② 総合的な援助方針、目標を設定するとともに、①に応じた介護サービス等を組み合わせる。(プランニング)
- ③ ①及び②について、ケアカンファレンス等により支援に関わる専門職間で検証・調整し、認識を共有した上で(多職種協働)、ケアプランを策定する。
- ④ ケアプランに基づくサービスを実施するとともに、継続的にそれぞれのサービスの実施状況や要介護者等の状況変化等を把握(モニタリング)し、ケアの内容等の再評価・改善を図る。

### 4. 介護支援専門員とは

介護支援専門員は要介護者等からの相談に対応し、要介護者等がその心身の状態等に応じた適切なサービスを利用できるようにサービス利用を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するもの。

## 5. 介護支援専門員の役割

ケアマネジメントを動かす介護支援専門員の働き方によって要介護者等の生活は大きな影響を受ける。したがって、介護支援専門員の行うケアマネジメントの質の向上は、高齢者が自立した日常生活を営むという目的を達成するために常に求められていることである。

## 6. ケアマネジメントの質の向上のために

まずケアプランが適切に作成されているかを確認することが大切である。その理由は、ケアプランは介護保険制度の目的である利用者の自立支援のために各種サービス・サポートを導入する根拠となるものだからである。ケアプランは「ケアマネジメントの中核」であるといえる。

具体的な手法として、「自己点検」、「ケアプラン点検」、「多職種との連携・協働」が挙げられる。なお、ケアマネジメントの質の向上はこれらに限らず、介護支援専門員が日々の業務における内省や研修への参加等により、自己研鑽を積みながら身に付けていくものである。

## 7. ケアプラン点検について

ケアプラン点検用の『ケアプラン自己点検シート』を作成しました。各事業所でもご利用いただける様式なので、日常の業務などでご活用ください。

※ 松茂町では、指定居宅介護支援事業の実施にあたっては、厚生労働省の「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に定められた『基本方針』や『取扱方針』等に基づいた運営をお願いしております。